

郵送による転出届について

市区町村を越えて引越しをする場合には、転出届の提出が必要です。

転出届は郵送でも提出することができますので、以下の内容をご確認の上、松伏町役場までご提出ください。

■マイナンバーカード・住民基本台帳カードをお持ちでない場合

新しい住所地で転入届を提出するための「転出証明書」を発行します。返信用封筒にてお送りしますので、必ず同封してください。

また、転出証明書がお手元に届くまでに**1週間～10日程度**かかる場合があります。日数に余裕を持ってお手続きをお願いします。

■マイナンバーカード・住民基本台帳カードをお持ちの場合

転出証明書は発行されません（特例による転出届）。

転出手続きが完了しましたらお電話にてご連絡いたしますので、平日の日中に連絡が取れる電話番号を必ずご記入ください。

また、引越し先に住み始めた日から14日以内に転入手続きができない場合、カードが失効になります。そのため、**引越し先に住み始めてから既に14日を経過している場合、カードを利用した転出手続きは行えません**。別途、本人確認書類の写しと返信用封筒をご郵送いただく場合があります。

お送りいただく物

① 「郵送による転出届」

次ページを印刷していただき、必要事項をご記入ください。

また、必ず**日中にご連絡が取れる電話番号**を記入してください。

② 本人確認書類のコピー

マイナンバーカード、住民基本台帳カード、運転免許証 等
健康保険証などの顔写真がないものは、2点確認になります。

③ 切手を貼った返信用封筒

新住所または旧住所を記入してください。

また、**マイナンバーカード・住民基本台帳カードを利用した転出届や国外に転出する場合は、転出証明書が発行されませんので、返信用封筒は不要**です。

■その他

・**マイナンバーカードをお持ちの方は、オンラインで転出届をご提出いただける場合があります**。詳細は松伏町役場のHPをご覧ください。



・転出届後に各種証明書（住民票等）が必要になった場合は、転出証明書に記載された転出予定日（引越す日）の前日まで請求することができます。松伏町役場の窓口まで、本人確認書類と転出証明書（発行されている場合のみ）をお持ちください。なお、転出届後は、コンビニエンスストア等での証明書取得はできなくなりますのでご注意ください。

郵送による転出届

記入日 令和 年 月 日

松伏町長 へ

異動日（引越す予定日、引越した日）

ご署名

令和 年 月 日

住所 新しい		世帯主名 新しい	フリガナ
	(アパート・マンション名)		
住所 今までの		世帯主名 今までの	フリガナ
	(アパート・マンション名)		

転出する方の氏名、性別、生年月日

	氏名	性別	生年月日
1	フリガナ	男・女	大・昭
			平・令・西暦 年 月 日
2	フリガナ	男・女	大・昭
			平・令・西暦 年 月 日
3	フリガナ	男・女	大・昭
			平・令・西暦 年 月 日
4	フリガナ	男・女	大・昭
			平・令・西暦 年 月 日

日中の連絡先 ☎

書類に不備があった場合や、マイナンバーカード・住民基本台帳カードによる転出手続きが完了した際にご連絡します。平日の日中に連絡が取れる電話番号を必ずご記入ください。ご連絡が取れない場合、一度、書類をお返しする場合があります。

送付先

〒343-0192

埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏2424番地

松伏町役場 住民ほけん課 戸籍住民担当 宛て